

庄内広域水道企業団企業管理規程第3号

庄内広域水道企業団水道資料館設置及び管理規程を次のように定める。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団

企業長 佐藤 聡

庄内広域水道企業団水道資料館設置及び管理規程

(設置)

第1条 水道に関する資料等を収集、保存し、これを一般に公開し、もって水道事業の発展に資するため、庄内広域水道企業団水道資料館（以下「水道資料館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 水道資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
庄内広域水道企業団水道資料館	鶴岡市のぞみ町2番10号

(開館時間)

第3条 水道資料館の開館時間は、午前10時から午後4時までとする。

(開館期間)

第4条 水道資料館の開館期間は、4月1日から11月30日までとする。

(開館時間及び開館期間の変更)

第5条 企業長は、特別の事情があると認めるときは、前2条の規定にかかわらず水道資料館の開館時間を伸縮し、又は臨時に水道資料館を開館し、若しくは休館することができる。

(入館料)

第6条 水道資料館の入館料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 風致を害し、他人の迷惑となる行為をしないこと。

(2) 建物、附属設備及び展示資料等を汚損し、若しくは毀損し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。

(入館の制限)

第8条 企業長は、この規程に違反し、又は管理上支障があると認められるときは、水道資料館への入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(損害賠償の義務)

第9条 入館者は、自己の責めに帰すべき理由により、水道資料館の建物、附属設備及び展示資料等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年3月31日までに、水道事業の統合前の鶴岡市水道資料館設置及び管理条例(平成17年鶴岡市条例第247号)又は鶴岡市水道資料館設置及び管理条例施行規程(平成17年鶴岡市企業管理規程第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

4月1日から施行する。